

## 香川県広域水道企業団条例第6号

香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第11号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(失職の例外)</p> <p>第8条 企業長は、公務遂行中の<u>過失による事故又は通勤途上の過失による</u>交通事故により、禁錮以上の刑に処せられその刑の全部の執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p> | <p>(失職の例外)</p> <p>第8条 企業長は、公務遂行中の交通事故により、禁錮以上の刑に処せられその刑の全部の執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 前項の規定によりその職を失わなかった職員が刑の全部の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。</p> |

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第8条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に禁錮以上の刑に処せられその刑の全部の執行を猶予された職員の失職について適用する。